

## 第5章 事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項

事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項は表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮

| 項目      | 配慮する事項   |
|---------|--|
| 廃棄物等    | 工事の実施及び施設の供用に伴う廃棄物等の発生に対して、資源化等が困難な廃棄物については適正に処理する等、配慮する。  |
| 温室効果ガス等 | 工事の実施及び施設の供用に伴う温室効果ガスの発生により、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、建設工事においては、工事用車両のエコドライブの促進、建設機械・工事用車両の整備・点検の徹底、省エネルギー性に優れた工法、建設機械・工事用車両の採用の促進など温室効果ガスの削減に努める、余熱の発電利用等の温室効果ガスの排出抑制措置を講じる等、配慮する。 |